

令和7年度 第10回
青梅市立学校施設のあり方審議会会議録

日 時 令和7年5月27日（火）午後2時
場 所 青梅市役所2階災害対策本部室

第10回青梅市立学校施設のあり方審議会 議事日程

会 期 令和7年5月27日（火）午後2時から午後4時まで

場 所 青梅市役所2階災害対策本部室

日 程

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 委員自己紹介および事務局紹介
- 4 会長および副会長の選任
- 5 報告事項
 - (1) 中間報告について
 - (2) 今後のスケジュールについて
- 6 協議事項
 - (1) 再編案の考え方について
 - ア 再編方針の確認
 - イ 再編方法の確認
- 7 その他
- 8 閉会

.....

出席者	会 長	大 野 容 義	委 員	神 山 典 久
	副会長	加 藤 博 行	委 員	和 田 智 子
	委 員	和 田 孝	委 員	榊 貴 久
	委 員	田 中 明 子	委 員	島 崎 光 政
	委 員	平 岡 孝	委 員	関 塚 桂 子
	委 員	高 木 広 美	委 員	浅 原 葉 子

	教 育 長	橋 本 雅 幸		
事務局	学 校 教 育 部 長	谷 合 一 秀	学 務 課 長	山 田 浩 之
	総務部施設担当部長	山 本 綱 二	教育指導担当主幹	鈴 木 章 郎
	企画政策課主査	伊 藤 桃 子	教育総務課施設係長	中 村 好 宏
	子育て応援課長	濱 野 剛	教育総務課主査	星 野 聡 史
	市民活動推進課長	芥 川 純一郎	教 育 総 務 課	佐 野 円 香
	教 育 総 務 課 長	榎 戸 智		

日程第1 開会

【事務局(教育総務課長)】

皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、第10回青梅市立学校施設のあり方審議会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

開会前に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、一番上が次第でございます。

資料1 青梅市立学校施設のあり方審議会委員名簿

資料2 青梅市立学校施設のあり方審議会中間報告抜粋

資料3 スケジュール

資料4―1 学校施設再編の考え方

資料4―2 令和7年度児童・生徒数

資料5 望ましい学校規模と配置に向けた適正化方法

資料6―1 小学校通学区域図および町丁別児童数 令和6年度版

資料6―2 小学校通学区域図および町丁別児童数 令和4・1年度版

別添1 青梅市立学校施設のあり方審議会条例

別添2 青梅市立学校施設のあり方審議会の会議の公開に関する取扱要綱

以上でございます。

お手元の資料に過不足等ございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

次に、本日の会議の進行についてでございます。

青梅市立学校施設のあり方審議会条例第6条の規定により、会議は会長が招集し、会長が議長になると定められておりますが、会長が互選されるまでの間、この会議の招集は教育委員会がさせていただきます、会議の進行は教育委員会事務局が務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、会議の成立についてでございます。別添1の青梅市立学校施設のあり方審議会条例を御覧ください。

こちらの条例第6条第2項の規定により、委員および議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができないと定められておりますが、本日は、事前に2名の委員から欠席の連絡を頂いているため、14名中12名の御出席を頂いており、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の会議は午後4時までとしております。限られた時間の中、会議の進行につきまして

て御協力くださいますようお願い申し上げます。

次に、会議の公開についてでございます。別添2の青梅市立学校施設のあり方審議会の会議の公開に関する取扱要綱を御覧ください。

要綱第2項の規定にもとづき、本会議は原則公開となっております。

また、同要綱第13項の規定にもとづき、会議終了後は本日の配付資料および会議録を教育委員会ホームページにて公開させていただきます。このため、本会議は会議録作成のため録音させていただきますので御承知おき願います。

なお、会議録につきましては、前年度までは委員名を記載した状態で全文公開しておりましたが、これからは具体的な再編案を協議することから、今年度からは、会長、副会長、委員の区分での記載とさせていただきたいと存じます。

ここまでよろしいでしょうか。

それでは、次に、傍聴についてお諮りいたします。本日の審議会は、要綱第6項の規定により、1名の方から傍聴の申出がありました。

本審議会として、傍聴を許可することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

【事務局(教育総務課長)】 ありがとうございます。御異議ないものと認め、傍聴を許可したいと存じます。

（傍聴者入場）

【事務局(教育総務課長)】 傍聴の方に申し上げます。

傍聴券に、会議における遵守事項を記載してございます。会議の妨げとならないよう、御協力をお願い申し上げます。

それでは、ただいまから、第10回青梅市立学校施設のあり方審議会を開会いたします。

お手元の次第に従い、会議を進めさせていただきます。

日程第2 教育長あいさつ

【事務局(教育総務課長)】 次第の2、教育長あいさつでございます。橋本教育長より、委員の皆様に御挨拶を申し上げます。

【教育長】 改めまして、皆さん、こんにちは。教育長の橋本でございます。

大変お忙しい中、新体制となりました第1回目の学校施設のあり方審議会、通算では、この2年間で9回を重ねていただきましたので、今日は10回目になるわけですが、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

皆様方には、日頃から、市の教育行政のみならず、市政全般に御理解、御協力を頂いておりますことを、この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。引き続き、お世話になる先生方、そして新たに委員として就任された皆様方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

新たに委員となられた皆様方には、事前にこの２年間までの概略を御説明させていただき、御出席いただきました。御礼を申し上げたいと思います。

私から申し上げることもございませんけども、日本全国、一部の地域を除きまして、人口減少に歯止めが止まらないというような状況で、そういった中、公共施設の在り方、とりわけ学校の在り方についても日本全国で議論がされて、具体的に実行されている地域もございます。

そのような中、令和５年度、６年度の２年間で、このあり方審議会、先進地の視察等も踏まえて、９回の議論をお願いしたところでございます。そのような中で、お手元にもございますが、中間報告ということではいただいているところでございます。

青梅市内におきましても、具体的な数字が示しますように、そう遠くない将来に、複式学級にならざるを得ない学校も、正直言ってございます。

そういった中、私どもとしては、この２年間で、この審議会での御議論をいただきながら、子どもたちにとって本当によりよい教育環境、これをどうしたらいいものかということで、是非とも答申をいただければと思っております。

２年以上の延期というものはなかなか難しいところでございますので、延べ４年間の御議論の中で、青梅市に見合った答申をいただければと存じます。私ども事務局としても一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

今年度、具体的に皆さん方の御審議を進めていただくに当たりまして、教育委員会事務局といたしましても、学校現場等に進んで出てまいります。そこで多くの意見を聞いてまいってこの審議会にお届けし、議論の題材にさせていただきたいとも考えております。

いずれにいたしましても、青梅市のこどもたちのため、これを第一に考えた学校施設の在り方につきまして御審議を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞ２年間、よろしくお願い申し上げます。

３ 委員自己紹介および事務局紹介

【事務局(教育総務課長)】 続きまして、次第の３、委員自己紹介および事務局紹介に移ります。お手元の資料１を御覧ください。

まず、資料１の名簿に記載の順番で、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと存じます。

皆様の自己紹介の後、私から事務局職員を紹介させていただきます。

【各委員】 （自己紹介）

日程第4 会長および副会長の選任

【事務局(教育総務課長)】 それでは、次に、次第の4、会長および副会長の選任に移らせていただきます。

初めに、会長の選任を行いたいと思います。

青梅市立学校施設のあり方審議会条例第5条第2項の規定により、「会長および副会長は委員が互選する」と定められております。

自薦、他薦問いませんので、委員の皆様からございますでしょうか。

【委員】 会長に大野委員を推薦したいと考えております。大野委員は、昨年までこの審議会の会長を務められておりまして、青梅市の教育委員、それから、青梅市の第一中学校の校長先生もされている御経験をお持ちです。学校教育現場だけではなくて、市の教育行政にも幅広い見識を持たれておりますので、ぜひ会長として就任していただきたい、適任であると考えておりますので、推薦いたします。よろしくお願いします。

【事務局(教育総務課長)】 ありがとうございます。ただいま大野委員を会長にと推薦がございました。ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、皆様にお諮りいたします。大野委員を会長に選任することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

【事務局(教育総務課長)】 ありがとうございます。御異議ないようですので、大野委員が会長に決しました。

それでは、ここで、大野委員には会長席にお移りいただきまして、御挨拶並びに以降の進行をお願いしたいと存じます。大野会長、よろしくお願いします。

【会長】 それでは、初めに、御挨拶申し上げます。先ほど御指名いただき、御承認を頂きましてありがとうございます。

先ほど自己紹介でも申し上げましたけれども、私も2期目になります。1期目では、この学校施設の在り方はどういうものにしたらいいのかということについて、審議してきました。

中間報告が出まして、第2期目はその中間報告にもとづいて、より具体的に学校の施設の在り方について審議していきましようということになっております。

皆様と力を合わせて、先ほど教育長からお話しがありましたように、これから10年、20年、30年後のこどもたちのために、最も良い学校施設とは一体どういうものであるかということに

ついて皆さんと一緒に考えて、より良い案をつくっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、副会長の選任に移りたいと思います。自薦、他薦問いませんので、どなたかございますか。

【委員】 副会長に加藤委員を推薦します。加藤委員は、昨年度までの審議会で副会長を務められ、地域をまとめる支会長としてだけでなく、学校の問題にも積極的に取り組んでいらっしゃいます。そのため、副会長としてふさわしいと思います。副会長として推薦をさせていただきたいと思います。

【会長】 ありがとうございます。ただいま、加藤委員を副会長にと推薦がございました。

それでは、皆様にお諮りいたします。加藤委員を副会長に選任するということで御異議ございますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

【会長】 ありがとうございます。それでは、加藤委員が副会長に決しました。

それでは、加藤委員、副会長席にお移りいただきまして、一言御挨拶をお願いいたします。

【副会長】 副会長に選任いただきありがとうございます。私も２年間副会長を務めさせていただきました。これからあと２年間しかないんですけども、一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

日程第５ 報告事項

【会長】 それでは、次に、次第の５、報告事項に移ります。

（１）中間報告について、事務局から説明をお願いします。

なお、説明が終わった後、委員の皆様からの質疑をお受けしたいと思いますので、御了承願います。

では、事務局をお願いします。

【事務局(教育総務課長)】 それでは、報告事項の（１）中間報告について、説明させていただきます。お手元の資料２を御覧ください。

こちらは、昨年度の１月２９日に開催いたしました、第９回の審議会にて御決定いただきました中間報告の抜粋となります。

前年度から引き続き委員を担っている方々には御承知のことと思いますし、新任委員の方には先日の勉強会でもお話しさせていただきましたが、おさらいも含めて御説明いたします。

前年度までの審議会では、学校の規模や小中一貫教育、学校施設の維持管理経費等について、

幅広く協議していただきました。その結果として、1枚おめくりいただき、資料の22ページになりますが、こちらを御覧ください。

今後の審議会の審議についてとなります。

まずは、ローマ数字のⅠ前提条件として、学校の規模等において賛否はあったものの、序章の前提条件これは、公共施設等総合管理計画における施設の縮減や、人口減少による児童・生徒の減少に合わせたある程度の規模の学校が必要との一定の理解を得ることができたため、今年度からは、地域からの意見を聞きながら、答申に向けた再編案の協議を行うこととなります。

次に、ローマ数字のⅡ地区割りについてとして、市内を6つの地区に割って再編案の協議を行うこと。

次の23ページ中段では、部会の設置についてとして、条例上では各地区にて部会を設置し、再編案について地域の意見を聴取することとしておりましたが、部会設置における課題が多いため、審議会で協議した再編案の内容について、事務局が地域から意見聴取を行うこと、また、意見聴取はその地区に含まれる学校運営協議会委員から行うこととしております。

次ページにおいては、その流れを箇条書きにしております。

再編の考え方などについては、後ほど協議事項にて改めて御説明いたしますが、昨年度まで御議論いただき御決定をいただいた内容となりますので、このような流れで今年度以降は進行してまいりますことを御報告いたします。

説明は以上となります。

【会長】 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明に対し、委員の皆様から質疑をお受けしたいと思いますので、御了承願います。

いかがでございますでしょうか。何か質問ございましたら。

分からないことだらけで、新しく委員になられた方は大変ですけど、どんなことでも、今の説明に関しまして、ちょっとこういうところが分からないなとかありましたら、何か質問をしていただけますか。

【委員】 まだちょっと始まったばかりで、まだしっかりと説明されていないので、まだ質問というものはちょっと思い浮かんできていません。

【会長】 そうですよ。いかがですか。昨年のことを振り返りながら、今の説明について。

【委員】 色々な審議をしてきたと思うのですが、中間報告でこういうふうにとまとまったのだなという感じで、とても分かりやすく、ありがたいなと思います。

【会長】 ありがとうございます。いかがですか。

【委員】 そうですね、自分も2期目というもののよく分かっていない部分がまだ多いのですが、取りあえず今年度は色々な、個人的な感情なども大切でしょうけど、今期はもっと先を見たこと

を皆様で討議できるといいかと思っていますのでよろしくお願いします。

【会長】 話を聞いてすぐに質問といってもなかなか難しいものもございますよね。また途中で、さっき説明を受けたこのことについてもう一度話してくれないかというような質問がございましたら、そのところでもまたよろしくお願いします。

それから、この会議が終わった後あたりで頭が整理されてきまして、もうちょっと聞きたいなというようなことがございましたら、事務局は教育総務課なのですが、教育総務課まで、質問がありましたらぜひお知らせください。

それでは、次に移りたいと思います。

次に、（２）今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局(教育総務課長)】 それでは、報告事項の（２）今後のスケジュールについて御説明させていただきます。

それでは、資料３、スケジュール概要を御覧ください。

昨年度も一度お示ししておりますが、今年度、来年度のスケジュールになります。上段が今年度、下段が来年、令和８年度となります。今回は、今年度の会議開催日時および場所を記載しておりますので御報告いたします。今年度の予定として御承知おきいただければ幸いです。

上段の審議会の欄を御覧ください。

今年度は、本日、５月の第１０回を皮切りに、７月１６日に第１１回、８月１８日に第１２回の開催を予定しており、この２回にて各地区の再編案の協議を予定しております。

１段下に移りまして、ＣＳ、学校運営協議会については、５月に全体会と記載しており、本日と２９日の木曜日に学校運営協議会委員を集めた説明会が予定されております。その説明会にて、各地区再編案に対する意見聴取のお願いをする予定となります。

その後、８月から１２月は、資料下段に特出しとしておりますが、８月の下旬から、順次、再編案の提示を行い、学校運営協議会委員から御意見を頂戴する予定となります。

意見聴取の進捗や内容にもよりますが、各地区からの意見について１０月以降の審議会にて順次御報告させていただきます。

下段の令和８年度を御覧ください。

令和８年度は、各地区での意見聴取後の全体調整となります。各地区からの意見において再編案の修正等が必要となれば、矢印にもありますが、再度、学校運営協議会委員から意見聴取することも考えられますが、そのやり取りを行い、答申への調整となります。

現時点の見込みでは、１０月に教育委員会への答申を行い、その後は教育委員会にて答申内容から再編方針、学校施設の個別計画の改訂へとつながる流れとなります。

以上、大変雑駁ではありますが、説明を終わります。

【会長】 ただいまの説明に対し、委員の皆様から御質問等がございましたらお願いいたします。何かございますでしょうか。

昨年の初めの頃は、審議会の日には決めていなくて、その都度次はいつというようなことにしていたのですけども、現役でお仕事をなさっている方たちは忙しいので早めに知りたいというようなことでございまして、事務局のほうで1年分、こういう案でどうかということを出していただきました。

この流れについて何か御質問ある方。副会長、よろしくお願いします。

【副会長】 先ほど、年間9回審議会が開かれるというふうにお話を聞いたのですが、これを見ると10回審議会があるのですが、そこら辺のところはどういうふうな形になっているのだろう。

【事務局(教育総務課長)】 昨年度までが9回行われていたということで、今後についてはこのスケジュールで開催していきたいというふうに考えております。

【副会長】 10回ということですか。

【事務局(教育総務課長)】 そのとおりです。

【副会長】 分かりました。

【会長】 質問はほかにございますか。これを読んで分かりますか。なかなかぴんとこないものがあるかと思うのですけど、これを見て、流れについて何か御不明な点とかございますでしょうか。

【委員】 非常に分かりやすく示してくださっているので、この先どういうふうに動いているのが明確でやりやすいと思います。

【会長】 そうしますと、今日が5月27日で——この審議会と書いてあるところ、7月、8月の審議会2回で再編案の審議とありますので、事務局のほうから、この6つの地区に分けた、その6つの地区ごとに御意見を頂いてくるという話があったかと思いますが、その6つの地区について、事務局のほうで、再編するんだったらここの地区はこういう案でどうかなという検討を今していただいているところですので、それを7月、8月は御提案いただいて、私たちがその事務局案についてさらにいいものになるように意見を出し合うという形で、各地区、6つの地区のそれぞれについての具体的な案を練ると。これが7月、8月になります。

それを基に、今度は、大きく取り出してある部分になりますけど、地区の意見の聴取というように、事務局が各地区の、6つの地区の学校運営協議会というのがそれぞれあるのですけれども、そこに出向いて、地区の方々からいろいろな御意見をその案について頂くと。

その案を持って、私たちの審議会に、事務局のほうで報告を私たちにすると、地区の考え方を入れたものについても一度みんなで練るというような流れになっていくのが12月。それから1月にも各地区の意見報告とありますので、そうやっていくということになろうかと思います。

できれば、事務局のこのスケジュール案では、何とか1月辺りまでにそういう形のものは一区

切りつけて、来年の令和8年度5月の審議会では、各地区再度調整協議とか、または全体調整とありますけれども、各地区の中で意見を頂いて、それについて私たちは協議していくのですが、6つの地区に分けたけれども、その6つの地区のそれぞれの中だけではなかなか解決できない問題があるのじゃないかと。

つまり、地区をまたがってこうしたらどうかという意見も出てくるかもしれない。そういう点で、地区をまたいだ市全体のところでの調整をしていくのが来年の5月の会議になるだろうというようなことになっていくと思います。

それが7月まで続いて、何とか形になったら、8月には答申案をつくってそれを検討すると。10月には答申をしたいというような案です。

よろしいですか。ここまで。

それでは、これは報告事項で、これまで大きな流れとしてはこういう流れでいきたいと思います。ということで、中間報告までにできているものですので、報告事項でした。

次に、本日の協議事項に入っていきたいと思います。

日程第6 協議事項

【会長】 それでは、続いて、次第の6、協議事項に移ります。

事務局からの説明の後、委員の皆様から御意見等を頂きたいと思います。

それでは、事務局お願いします。

【事務局(教育総務課長)】 それでは、協議事項の(1)再編案の考え方について説明させていただきます。

先ほど報告事項でも御説明いたしましたが、今年度より具体的な再編案の協議を開始することとなります。次回以降、各地区の再編案の協議を行いますが、協議を開始する前に、土台となる部分を整理させていただきました。

この土台について本日御協議いただき、次回以降の再編における方針として御決定いただければと存じます。

まず初めに、ア、再編方針の確認といたしまして、資料4―1、学校施設再編の考え方についてを御覧ください。

青梅市学校規模適正化基本方針や前年度までの審議会での議論等を踏まえ、考え方についてまとめられています。

まずは、上段の現状の課題についてです。

現状の課題として大きく2点。1点目は、望ましい学級規模を満たしていない学校が存在することです。

令和7年4月現在、小規模特認校である成木小学校、第七中学校を除き、小学校では4校、中学校でも4校が、既に望ましい学級規模を満たしていない状況にあります。

恐れ入りますが、資料4―2、令和7年度児童・生徒数を御覧ください。

こちらは、4月7日時点の児童・生徒数となります。この資料は、上段が小学校、下段が中学校となります。

また、左から1年生、2年生と男女別でのこどもの数が、そして学級数が記載しております。

先ほど申し上げたとおり、小学校では第六小学校、第七小学校、友田小学校が全ての学年が単学級となっており、藤橋小学校も5年生を除き全ての学年が単学級となっており、望ましい学級規模を満たしておりません。

中学校においては、第一中学校、西中学校、第六中学校、吹上中学校の4校が望ましい学級規模を満たしておりません。

また、児童・生徒数の減少から、今後はこの望ましい学級規模を満たさない学校の数が増えることが想定されております。

恐れ入りますが、資料4―1にお戻りください。

次に、学校施設の老朽化となります。

校舎において、東小学校を除く市内小学校16校中9校が築50年を超え、第二小学校を除く残りの6校も築40年を超えています。

中学校においても、東中学校を除く市内10校中5校が築50年を超え、残りの5校が築40年を超えている状況にあります。

このような課題を踏まえ、その下の再編方針として、「1 地区割りにもとづき、中学校区を基本として再編」とし、先ほど報告事項でも御説明いたしました、6つの地区を基本として再編案を検討することとして、前年度の審議会で決定しております。

次に、「2 青梅市学校規模適正化基本方針にもとづき、望ましい学校規模と配置」を目指し検討します。

児童・生徒が集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えられることから、規模適正化基本方針の中で、望ましい学校規模として、小学校では12学級以上24学級を超えない範囲、中学校では9学級以上18学級を超えない範囲としており、児童・生徒数は、1学級当たり最低でも20人程度が確保できる規模としております。

また、小・中学校の適正配置については、自転車通学、公共交通機関等の適切な交通手段を確保することを前提とするとしており、公共交通のサービス圏外等の対応について、場合によって

はスクールバス等の通学手段の検討も必要になります。

通学距離は、小学校はおおむね4 km以内、中学校はおおむね6 km以内とします。これは国の基準に沿っていますが、この距離は公共交通やスクールバス等を活用しない場合を想定しております。

それを踏まえ、通学所要時間は小・中学校とも、おおむね1時間以内とします。

次に、「3 小中一貫教育の推進」です。

昨年度、教育委員会にて検討し、これを推進することとしました。

なお、小中一貫教育を推進する上での小学校から中学校への円滑な接続などの期待する成果、様々な人と関わり合う中で積極的にコミュニケーションを取り、自分を表現することを通じて温かい人間関係を築くなどの、目指す児童・生徒像、その他の課題等を総合的に勘案し、施設形態として、資料にございますように、第一として施設一体型の小中一貫校を目指してまいりますが、地域の実態や施設面等を含め、施設隣接型および施設分離型も含めて、最適なものを選択しております。

以上の3つの方針の下、再編案の検討を行っていただくことになります。

大変雑駁ではありますが、再編方針の確認について説明を終わらせていただきます。

【会長】 事務局からの説明は終わりました。

いよいよ具体的な再編案をこれから協議していくわけですが、その中での教育委員会の考えや規模の適正化を図るための考え、再編方針の確認について説明がありました。

この後、適正化の方法について説明がありますが、ここまでの部分で委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。

方針でなくても、ここに書いてある、例えば、現状の課題などについて、意見はなかなか述べにくいかもしれませんが、このことに関連しての質問がありましたら、いかがですか。

【委員】 再編方針のところですが、基本的な考え方がしっかり理解できていないのですが、例えば、西部、北部、中央部、南部、東部1、東部2とあるんですけども、例えば、東部2は、小学校全部ここが合わさって東部2の小学校にしたいとか、そういうような捉え方なのですか。例えば、東部1小学校として、その中に今でいう河辺小学校、霞台小学校、若草小学校があるとか、そういう考えでよろしいのですか。

【会長】 私の解釈を、事務局ではなくて。

これはあくまでその地域で、隣接する地域で分けたものですので、例えば東部1だったら、必ずしも絶対1つの小学校にするのだとか、そういう話じゃないのですね。

【委員】 わかりました。大分、東部2のところがバランス悪いのかなって思っていましたので。

【会長】 そうですね。

また、東部1とか東部2などについて、次回あたりから、事務局からこういうような、例えば学区の変更とか、再編の必要があったら、再編というようなことで、またアイデアが出てくると思います。ほかにございますでしょうか。3番の小中一貫教育の推進というのが入っていますよね。ちょっと、なぜこれが入っているのかとお感じになる方はいますか。これも資料を読んでそのとおりだと、これもあって当然という感じになりますか、平気ですか。

青梅市は、小中一貫教育を進めましょうということで、もう長らくそうしてきたのですね。ただ、緩やかな小中一貫教育で、中学校区にある小学校と、その中学校で目指すこういう子を育てたいという目標、こども像というのですか、そういうものを一つ決めて、それに向けて小学校じゃこういうことを頑張りましょう、中学校ではこういうことを頑張りましょうというようにしてきたわけです。これから学校の施設の再編にあたりまして、これを更に進めて、今後、説明があるかと思うのですけれども、施設一体型小中一貫校の話がございましたけど、これは小・中学校を同じ敷地の中で行う、小中一貫教育に、こういうものを青梅市としては基本的には目指したいというようなことでのお話があったわけです。

ですから、小学校の学区、中学校の学区をいろいろ変えたり、もしくは必要があったら統合しなきゃならないことがあるかもしれないというときに、どうせなら小・中学校を合わせた小中一貫教育を考えようじゃないかというようなことで、この3番が入っていると理解しております。

何かこれについて御質問、御意見、また私が話したものについての補足等ございましたらお願いいたします。

【委員】 私のほうも、今、小中一貫教育について教育委員会が施設一体型を目指すという方針を定めているわけですが、この辺に目指していくという根拠となった、つまり一番大きな理由って一体何なのだろうというのをぜひ伺いたいと思います。

また、施設の隣接型とか施設分離型っていうのが、それでもいいよと、もし必要があればということなのですけど、どういう場合にこういう施設の隣接型や分離型が考えられるのか。最初から一体型にすればいいじゃないかという話にならないのはどういうことなのかということについて、もし説明があればお願いします。

【会長】 今後、具体的な議論の中で、今、質問が出たようなことについて、多分皆さんからも疑問が出たり、意見が出たりすると思いますので、今整理できることはせっかくですので整理をしたいと思いますので、事務局のほうでどなたか答えられる方いらっしゃいますか。

【事務局(教育総務課主査)】 昨年度教育委員会で、協議させていただきました内容としましては、まずは青梅市における小中一貫教育の推進ということを大上段に掲げまして、それにもとづきまして青梅市教育委員会の基本方針ですとか、青梅市の教育大綱、教育委員会の目標や教育推進プ

ラン、こちらにもとづきまして、小中一貫教育の狙いや、小中一貫教育の概要内容をもう一度整理いたしまして、先ほど事務局の説明でもございましたが、小中一貫教育で期待する成果、小学校、中学校で目標を共有すること、専門性を生かした指導、質の高い指導を行うこと、小中一貫教育で目指す児童・生徒像、こちらを共有すること、また逆に言うと小中一貫教育推進上の課題としまして、お互いの学校数、教員の時間の確保ですとか、そういったものも総合的に勘案しまして、将来的にまず第一として施設一体型を目指していくという。

ただし、先ほど言ったように課題もありますし、地域上、東部等含めましては、学校の規模が、中規模の学校もございますことから、地域柄を見ても一体型ができない場合は隣接型、そういったところも選択肢の一つとして入れているといったところがございます。

【会長】 ありがとうございます。今の説明について解釈というようことでも結構ですので、御意見等ございましたらお願いします。

【委員】 ありがとうございます。趣旨からいけば、やはり施設一体型が小中一貫教育を推進する上で一番望ましい学校のスタイルではないかなというふうに私自身は考えています。

ただ、地域の方々の意見の中で、やはり分けたほうがいいのか、近くにあればその機能を果たすのじゃないかっていうそういう御意見が出れば、そういうことの選択肢もこれから出てくるのだろうなというふうに思います。

ただ、教育的な目標からすれば、やはり一体型のほうが学校としてはやりやすいでしょうし、成果が上がるのではないかなというふうに私は考えています。

【会長】 皆さんから質問なり御意見ございますでしょうか。まだ第1回目で、話を初めて聞いた段階で意見を述べろというのはなかなか難しいかもしれませんが、それでは再編方針（案）の、再編方針について再編方針の確認と、レジュメには書いてございませんけれども、ここでこの方針にもとづいて、今後、各協議していきましょうということの確認をしたいと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

【会長】 では、確認ができたということとして捉えます。

それでは、続いて（イ）について事務局からの説明の後、委員の皆様から御意見等をいただきたいと思います。それでは、事務局お願いします。

【事務局(教育総務課長)】 それでは、引き続き、協議事項の（１）再編案の考え方についての（イ）再編方法の確認について、御協議、御確認をいただきたいと思います。資料にもとづき御説明いたします。

資料５、望ましい学校規模と配置に向けた適正化方法を御覧ください。

まずは、上段の学校規模適正化基本方針における適正化方法についてです。

先ほど御説明しました資料4—1の再編方針、2、青梅市学校規模適正化基本方針にもとづき、望ましい学校規模と配置について、具体的に掘り下げております。

適正化の方法については、地域の歴史や特性、地域のまとまりに配慮し、個々の状況に応じて統合、通学区域の見直しなどを検討するとして、具体的には5つの方法がございます。

1、学校の統合。2、通学区域の見直し。3、通学区域の弾力化。4、小規模特別認定校制度。5、小・中学校一貫教育としております。この中で、4の小規模特認校制度は、通学区域の弾力化の手法の一つであり、5の小・中学校一貫教育については、1の学校統合の中で検討することと、先ほど御説明しましたとおり、施設の形態については施設一体型を目指すこととしているため、1から3の方法について検討を行うこととなります。

なお、検討の順としては、通学区域の見直しを第一とし、その後、弾力化、学校の統合、つまりは再編の順に行い、それぞれの方法を複合的に検討することになります。

それでは、1の通学区域の見直しについて御説明申し上げます。

まず、通学区域については、学校教育法施行令において、市町村の教育委員会が定めるものとされており、本市においては規則により通学区域を定めております。学校規模適正化基本方針では、通学区域の見直しは通学区域と地域のまとまりに不整合が生じたり、小学校、中学校の通学区域が異なるなどの弊害もあることから、検討に当たっては通学路の安全や通学距離、隣接校の児童・生徒数、学校と地域の関係などに十分配慮するものとしております。

近年の通学区域の変更についてお示ししておりますが、昭和61年は第三小学校の大規模化解消のため、平成17年は新町小学校の大規模化解消のためと児童・生徒の数が増えすぎたことに起因するものとなります。現在のような児童・生徒数が減少する場合の対応は今までなかったこととなります。

恐れ入ります。資料6—1、小学校通学区域図および町丁別児童数、令和6年度を御覧ください。

こちらは赤い点線で表しているのが学区域、黒の実線が町丁の群生体を示しております。また、町丁別に色がついておりますが、こちらについては左下に凡例がございますとおり、この町丁内に居住する児童数を表しております。青の6人以下からピンクの120人以上までとなります。

仮に学校を変更するとして、青のブロックが移ると、各学年1名の増減、緑で各学年5人程度、黄色が10人、オレンジが15人、ピンクが20人以上の変動が見込める形となります。

この令和6年度の状態で、東部の人口が密集している部分については、学区の変更により多少の適正化は図れるかもしれませんが、西部、北部に至っては学区を変更したとしても対応は難しいものと考えます。

また、資料6—2を御覧ください。

こちらは令和4 1 年の推計による状態となります。適正化については、令和4 1 年までを見越してとなりますが、令和6 年度と比べて色が少なくなり、ほぼ全域で青もしくは緑の状況となります。

資料5にお戻りいただきまして、通学区域の見直しの次段、適正化に向けた効果になります。資料のとおり、「青梅市立学校における就学指定校の変更に係る取扱要綱」にて、指定校の変更が「自宅から通学距離が最短の市立学校が指定校でない場合で、通学距離が最短の市立学校への通学を希望するとき」としているため、通学区域の見直しを行った場合においても、結果的に距離が近い学校が選択されることが想定されます。そのため、通学区域の見直しのみでは、規模の適正化に至らないこととなります。

次に、2の通学区域の弾力化についてです。

通学区域の弾力化については、指定校以外の学校に就学することを可能とする制度で、青梅市では先ほども触れましたが、就学指定校の変更に係る取扱要綱に所定の条件を満たし、身体的理由、家庭的事情、市内転居、部活動の有無、教育的配慮等の事由に該当する場合、指定校の変更が可能となります。

学校選択制の実施分類を右側に表として表しております。上から、自由選択制は、全ての学校への就学を保護者が選択できる制度となります。次に、ブロック選択制は、市町村をブロックに分けて、そのブロック内での選択が可能とするもの。隣接区域選択制は、従来の通学区域を残した上で、隣接する区域も選択することができるもの。特認校制として、特定の学校について市内全域から選択できるもの。特定地域選択制は、従来の通学区域を残したままで、特定の地域のみ就学する学校を選択することができるものとなります。

青梅市では、特認校制として、成木地区の小・中学校が導入しております。

次に、下段の適正化に向けた効果であります。学校選択制の自由選択制等を導入しても、一部の学校に集中するなど、結果として通学区域の見直し同様に、現状の学校数のままでは弾力化のみでは規模の適正化には至りません。

このようなことから、全体を見て規模の適正化を行うためには、学校の再編についての検討が必要となります。

裏面に移りまして、3の学校再編についてです。

まずは、学校の再編について、関連する各種計画での位置づけを御説明します。

公共施設等総合管理計画では、地域性を勘案した統合や集約化・複合化による施設面積の縮減を検討し更新する。児童・生徒数や適正学級数などを勘案し、長期的に学校施設の統合等を検討するとしております。

次に、学校規模適正化基本方針では、地域特性等に十分配慮し、保護者や地域の理解を得た上

で、適正規模に満たない学校や隣接する学校について統合を検討する。統合を検討する場合、地理的な事情を考慮し、通学方法や児童の負担等を十分配慮し、通学可能エリアとするとしております。

また、総合管理計画における複合化予定施設としては、下の表のとおりとなります。北部地域および西部地域において、市民センターとの複合化が記載されております。これらを踏まえ、下段に学校再編における留意すべき点をまとめております。

以下、資料を読み上げさせていただきます。

(1) 長期的な視点(2059年)での児童・生徒数等の適正な規模の維持および老朽化対策、個別計画の計画期間となる2059年までを見て、適正な規模が維持または、対策により改善が図れるように検討する。また、施設の老朽化状況、建物の耐用年数等も合わせて検討する。

(2) 再編による通学可能エリアとしての学校配置。

児童・生徒への負担を最大限考慮し、通学距離については、規模適正化基本方針にある徒歩であれば小学校は概ね4km、中学校は概ね6km以内を基本として検討する。また、公共交通の活用やスクールバスを導入するのであれば、小・中学校ともに、通学時間をおおむね1時間以内として検討する。

(3) 地域特性および地理的要因。

地域としての学校の成り立ちや位置づけ、地理的要因を十分配慮する。また、再編による就学校の変更など、児童・生徒への負担を軽減するように、気持ちにも十分配慮する。

(4) 複合化可能施設と教育的効果。

学校施設への他の公共施設等の複合化について、その実現可能性や児童・生徒への教育的効果等について検討する。

以上の考えの下に、次回以降、各地区の再編案を協議していただきたいと思います。雑駁ではございますが、説明は以上となります。御協議、御決定の程よろしく願いいたします。

【会長】 事務局からの説明は終わりました。

適正化を図る方法、順序について説明がありました。説明にあった方法にて次回以降、具体的な再編を協議していくことになります。皆様から御意見をいただき、再編における考え方の土台をここで固めたいと思います。

まず、説明についての質疑を行い、それから資料5の内容について一括して協議、確認をしていきたいと思っております。協議の前に、少し整理をしたいと思います。今の説明について。

資料5の最上段では、学校規模適正化基本方針が適正化の方法として5つの方法を挙げ、本審議会ではそれに従って検討するという原則を示しています。

次に、1の通学区域の見直しと2、通学区域の弾力化では、両方ともそれだけでは適正化に至

らないと考えられるため、これらの方法だけでは学校の再編は避けられないとして、公共施設等総合管理計画と学校規模適正化基本方針で統合を検討するという方針が出されています。

本審議会はこの計画や基本方針にのっとって検討していくわけですが、その際、特に留意すべき事柄として裏面、最下段、学校再編における留意すべき点が提案されています。

まず、質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。普段聞き慣れないような言葉がたくさんありますので、分かりづらい面があるかと思いますが、一つ一つ質問があるかどうか確認していきます。

まず初め、一番上段の枠の中ですね。この方針について何かございますか。具体的に学校の適正化を図っていく上での方法としてはこういう提案が考えられますよと。具体的には4と5番については1、2、3の中に入っているので、1、2、3について特に検討していきましょうというようなことだろうと思います。

1行目の「地域の歴史や特性、地域のまとまりに配慮し」というのがございますけど、私どもはこれから検討していくときに、それぞれの地域の人たちの考え方、歴史的な経緯とかございませうでしょう。そういうものについても十分配慮しながら案を検討していくということになります。

そのためにも、先ほどの6つの地区割りで意見を聞いてくるということでしたけど、そういう方法をとろうとしているわけです。

1番の通学区域の見直しでは、これまでこうでしたよということが書いてありまして、最終的には適正化に向けた効果としては、この通学区域を見直ただけではどうにも身動きがつかませんよというようなお話だろうと思います。

青梅市が、人口がどんどん増えて13万人というふうになっていく。初め、当初6万人ぐらいだったのが13万人になっていく。途中でこどもたちがどんどん増えて、それに伴って学校をつくらなくちゃいけない、だから学区域も変えなきゃいけないというようなことでこういうことが行われて、ここに書いてあることが行われてきたわけですね。

攻めの姿勢のときは、ある面でやりやすいわけですね。しかしながら整理していくことは大変な作業になるかと思いますが。それはこれから私たちが行うことです。何かございますか。

では、2番はいかがですか。通学区域の弾力化ということで、学校選択の実施分類とかありますけども、普段聞き慣れない言葉なので、大体よろしいでしょうか、これで。読んでいただいて。

青梅市としては、最終的にはこの学校選択制の実施分類の中の下から2つの特認校制というのをとっているわけですね。あとは従来の形の学区域にこどもが通うという形をとっていて、これからは基本的にはそういうことをしていきたいということでの、これらの提案だろうと思います。

いずれにしても、適正化に向けた効果ということですけど、ここに説明があったような、こういう選択制の一部として、特認校制などをとったにしても、通学区域を弾力化するというだ

けではどうしても解決できませんよということがここに書いてあるわけです。よろしいですか。

次は、学校の再編というところで、公共施設等総合管理計画と学校規模適正化基本方針が、ここに書かれていますけど、私どもはこういう総合管理計画と基本方針にのっとって、これから検討していくわけでございます。その参考としてここに挙げられているのだと思います。

真ん中の北部地域と西部地域だけ挙がっているのは、これは総合管理計画の中で一つのアイデアとしてこういうことが出ていますよということだろうと思います。このページの一番下に他の公共施設等との複合化って書いてありますね。これは総合管理計画の中では学校を再編したりするときに、学校だけじゃなくていいのじゃないかと、学校と市民センターなども一緒にしたらどうかと、同じ敷地にね。そのほうが効率もいいし、また教育的効果も上がるのじゃないかというような考え方だろうと思いますけど、その例として挙がっているわけです。

よくわからない用語の質問や御意見があったら出していただければと思うのですが、学校再編における留意すべき点、こういうここに書いてあるようなことに留意しながら検討していきましょうというこの提案です。いいですか。

(1)にございますように、書いてある内容としては、要するに一つはこどもたちが一番勉強しやすい適正な大きさというものが維持できるような施設にしていきたいと思います。2つ目としては、先ほど説明がありましたけど、学校施設が老朽化してきているので、それにも合わせて、つまりこどもの教育内容、教育の環境を整える方向で施設を整備し、老朽化に合わせて造り変えろと、そういうようなことも検討していきたいと思います。この2つなんですね。施設と教育内容。

それでは、突然の指名で申し訳ないのですが、全般についての質問なり、またお考えがありましたら。

【委員】 幾つか質問はあるのですが、例えば再編による通学可能エリアとして学校の配置ってありますけど、これ例えばスクールバスを導入したときに、小・中学校の通学時間はおおむね1時間以内にすると、そんな長い時間になるのですか。

スクールバスで1時間移動するということは相当移動すると思います。この資料の6—2、6—1を見ても分かると思うのですが、第六小学校と第五小学校が一緒になると、これ結構範囲は広いのですよね。あと、どうしても人数の少ない成木、小曾木、これも相当広いのです。

去年ですか、前回のときに委員から、青梅市の今、出生数が500人っていうような話がございます。これは青梅市のホームページに載っていますから、520人ぐらいっていうことですよ。これがもう3年ぐらいずっと続いているわけですよ。ということは、人数はまだまだ減ってくるというのはありますし、そんな中で1時間スクールバスで通う。

そして、JRがあるってよく言われますが、今のJR、青梅駅から西は雪が降りそうだっていうと電車が止まるのです。でも、結果は雪も何も降らないのです。それで、仕事に行く人もこれ

からは多分、青梅には住まなくなると、非常に住むのには大変な区域なのですよ。

そんな中、御岳山という区域からこどもが来ています。数年ぐらい前までは結構いたのです。9人ぐらいいたのですね、こどもが。それこそ雪が降ればケーブルも動かない。ケーブルに乗って、JRに乗って、それで通ってくるわけです。帰りも同じこと。何かあれば、鹿がはねられた、イノシシがはねられたという電車は遅れるわけですよ。そうすると、保護者がみんな迎えに来るわけですよ。車で来るわけなのですよ。

そういう中で、人数が少なくて小中一貫にするとか、学校統合というのは話はもう分かる、そのとおりなのです。ただ、そういったものをどうやって手当していけるのか。どうやってそういった交通手段をつくることができるのか。今現在、青梅から西はもうバスも動いていないような状態です。

先ほども言いましたが、JRは45分に1本ですよ。ですからJRがあるからということでもいわれても非常に無理がある話なのです。昔は、第五中学校という中学校があって、そこが第四中学校と一緒に西中学校というのができました。そのできたときには、本当に人数が多かったのです。50年たって、もうその頃から比べるととんでもない人数が減っているわけですよ。

ですから、こういった再編自体は私は反対もしない。しょうがないと思います。ただ、これを何年かけてやっていくのか。20年かけてやって一番最初のところ、例えば第六小学校と第五小学校を一緒にする。第六小学校と第七小学校を一緒にする。その20年、多分この中身が全部終わる前に、相当また人数が減っていくと思います。そうすると、また同じことの繰り返しになると思います。

先ほども言いましたが、昭和の時代から青梅市どんどん増えたのです。14万、15万近くになるという話があったときに、学校はどんどん増えていった。ところが今になって、少子高齢化という話がありますけど、どんどんこどもが減ってきて、そうしたら今度、学校が多すぎると。これは時代でしょうがないものだと思います。

今、第五支会では、市民センターが築50年を過ぎて、つい12月に水道が漏れました。それも壁の中で漏れて出てこないのです。漏れた水が25mプールで5杯分だっているですよ。もう老朽化が進んでいます。

だから学校なんかも一緒だし、例えば一緒にするなら、そういった方法をとというのは仕方ない話ですし、ただそれに関してこどもたちが学校へ通うのに大変になったら、それこそ何にもならないのでやった意味がないので、できれば私の気持ちは、小さい区域にどんな小さい学校でもいいです。

昔は二俣尾分校という分校がありました。そして5年生、6年生になると沢井の本校に行くの

です。三田地区になると二俣尾に分校、沢井に本校があって、御岳山に分校があったのです。

今はもう、分校も保育園になったし、御岳山はビジターセンターという形になっていますけど、逆に沢井の第六小学校もなくなって今、二俣尾に来ているというような形なのですが、それでも五十数年たって、もう人数のほうは、それこそ100人もいないような、今年も小学校の入学式に行って、24人のこどもが入学したということで大喜びです。いつもは10人そこそこです。

それはなぜかという、橋を一本挟んで川向こうの人たちが、皆さん第五小学校へ行っていたのです。ただ、橋を一本渡ったほうがはるかに近いのですよ。そういうところも今のこどもたちは橋を渡ってくるといって、多分通常でいくと二俣尾地区、沢井地区だと10名ぐらいの人数だと思います。だから逆に、第五小学校が人数が40人で減ってきているのですよね。同じ形ですよ。

ただ、畑中から御岳山まで全部一緒になるっていうと、相当広い区域になります。これだけはもう本当に交通手段も同時進行で考えていただかないと。ここに書いてあるように、通学時間はおおむね1時間以内とするっていうのが、私どもこれにかかって、小学校1年生でも何でも1時間の通学時間っていうのは、相当大変だと思います。よくまとまりませんが、そんなことですね。

【会長】 ありがとうございます。2点、一つは、留意すべき点に、スクールバスの通学時間をおおむね1時間以内とするとあるけれども、これではなかなか小学生にとって負担が大きいんじゃないかと。2つ目としては、何年かけてこの学校の再編をやっていこうと考えているのかという御質問だったかと思います。

【委員】 青梅市全体ですね。

【会長】 全体としてね。その2点ですけれども、まず事務局で説明できる方がいましたら、お願いします。

【事務局(教育総務課主査)】 まず1点目の、1時間以内といったところ、これに関しましては国のほうの指針、方針に沿って青梅市でも規模適正化基本方針の中で記載しております。

この1時間という概念が、全国的に見て国のほうで調査を行ったときに、こどもたちが通学時間にどれくらいの時間をかけていると、ストレスを感じるかというところを含めて調査したところで、1時間という結論が出されたというところになっております。

あと本市におきまして、これが最も適しているのかということも含めて考える必要がありますが、国の基準がまずあります。保護者にとっても通学によって何を一番危惧するかというと、やっぱり安全というところで、徒歩での通学において一番事故が多く、スクールバス等によってそういった事故の危険が減るというところで、そこら辺も含めて、そういった手段も推奨されているというところがございます。

また昨年度行ったアンケート調査では、こどもたちにどれくらいの通学時間だったらということで、30分というところが一番多かったという結論が出ておりますので、そこら辺も含めて検討していただければと考えております。

続いて2点目が、どれくらいの期間でというところではありますが、まずこの留意すべき点の1点目で、2059年までを見据えてというところで、昨年度こちらにつきましても推計を出させていただきました。2059年までどの学区域、どの地区でこどもたちの数が減っていくのかというところがございますので、そこら辺を今ゴールとしまして、もちろん早ければ現状でもう既に望ましい規模を満たしていない学区もございますので、そこにつきましては早急に対応していく。

ただ、それが2059年まで維持できるというような案を、今後、提案していきたいというふうに考えております。

【会長】 まず1点目についてですが、安全のこととか、または昨年とったアンケートで一番数が多かったのは30分程度というようなこどもたちの答えだったというようなお話がございました。それから、この1時間以内、主に1時間以内というのは国が指針として出しているものをここに挙げているんだということです。

これについては、私どもがこれから検討していくときに、それぞれの個別の事情に配慮しながら、別に1時間なら例えば59分だからいいのじゃないかとか、そういう話じゃなくて、それぞれの個々の地域にとって、バス運行した場合はどれくらい時間がかかるとか、そういうようなことをまたよく計算して、論議を深めていくということになるのじゃないでしょうか。

それから何年かけてやっていくのかというようなことで、2059年、今の事務局からの話がありましたけど、2059年まで私たちが作った案で進めていって、何とか成立するという長い目で見ても、5年後、10年後の話じゃなくて、そこまで視野を伸ばして検討していきたいのということです。すでに40年、50年を超えている校舎が多いわけですのでその途中で建て替えが始まっていくのだらうと思いますよ。

来年、私どもが方針としてこういうのがいいのじゃないかということで、市の教育長に答申していきますね。それにもとづいて、じゃあこの学校については令和何年に着工して、令和何年までに完成して、新しく開校するのだとか、そういうのは私どもが答申した内容を受けて、教育委員会がまた計画を立てていくものなのですね。

ですから、私たちとしては、そのところ委員の御心配よく分かりますけれども、最終的に長い目で見ても成立するような案を、委員心配なさっているようにこどもたちの負担が少ないように、皆さんで考えていただけたらと思います。

ほか、ございますでしょうか。今日御意見いただいていない人は、委員いかがですか、何かあ

りますか。

【委員】話を聞いていますと、非常になかなか厳しい課題ですけど、そもそも論で、今までの学校という箱があって、そこにこどもを集めるという概念自体からも、ちょっと考え直してみたらどうかという感じもします。

その前に社会がどんなふうな変化を遂げようとするかということを鑑みると、今の学校の教育内容も現状維持というわけにはいかなくなってくると思うのです。どんなことが、こどもたちに必要なことなのか。知識を詰め込んでいくというやり方は、もうそんなに必要でなくなってくる世の中があって、今までは本当に時代があれですけど、黒板に先生が板書するのを見ながら、アナログ的なものを全て覚えていくというやり方です。

それで、テストになると、隣の人のを見ちゃいけませんみたいな感じの。だけれども、実際、社会に出てみると、隣の人のを見ちゃいけませんじゃなくて、もっとコミュニケーションを取ってアイデアを出し合いましょう。自分の持っている知識はどんどん共有していきましょう。そのほうが発展していくというか、物事がスムーズにいくっていう世の中なのにもかかわらず、学校だとなんかちょっと違う概念でずっと教育されてきていて、そういうひずみも自分も体験したりしていますので、なので本当に世の中、パソコンがあって、どこかに出かけなくてもいろんな友達と画面を通じて会おうと思えば会えるとか、そういう環境もできてきていますから、その辺も鑑みて考えていく。

逆に、そういう世の中になってくると、今度はこどもたちって、今の私たちもそうなんですけど、図書館に行っているいろんなものを物色したりとか何かしなくても、手元のパソコンでいろいろキーワードを打つと何でも情報が取り入れられる。そうすると、今度は何が足りないかという、日常生活の体験が、画面の中で済んじゃうみたいな形になってくると、思ったことのキーワードでそれしかヒットしない。

そうすると、本来はそれを日常生活の中で探していくときに、いろんな寄り道をしながら体験できたようなことというのが、逆に端折られてしまうということもあるんですね。

なので、こどもの時期、その多感な、何でも好奇心旺盛でいろんな経験が必要なときに、実際はどういうことが必要で、実際にこの社会でそのまま暮らしていると何が不足がちになっているのかという、不足がちになっているところを、行政というか公のところで拾ってカバーしていくという、そういう福祉的なことも、その学校という在り方の中に入っていくといいのかなと思っています。

変な話、学校外の色々な任意のボランティアさんが集まっている教室的なもので、一番今現在人気があるのが山の散策らしいです。自然を散策していろんなことをそこでやるというのに、多分、家庭の中でもそれが大人が忙しくて、こどもにそれを与えてあげられない、そういう不足の

ところをそういう機関を利用して、保護者は考えていたりとか。

あと、例えば青梅は緑が多かったり、色々な天然のフィールドがありますから、そこを例えば専門のガイドさんがついてこどもたちを案内できる、もしくは保護者も一緒にとかあってもなかなか現地の詳しい人のガイドがつくってというの、魅力だったりするんですよね。

だから、そんなちょっと今までにはなかったようなもののカリキュラムというか、そういった要素も加えての、そういう豊かさみたいなものを、青梅の地域性っていうのを生かすということはいいいのかなと思ったりなんかします。

【会長】 ありがとうございます。次の委員お願いします。

【委員】 今で意見で少し質問があるのですが、学校が将来的になくなるという発想ではないですよね。

【委員】 学校っていう概念が変わるのではないかなという可能性はあるかと思います。

今までの私たちが思っている学校の形、テーマにもなっているあり方審議会ってなっていますよね。その在り方の概念が変わるといえるか、変えざるを得なくなるかもしれないかなと。

【委員】 概念は変わっても、やっぱり学校という建物があって、こどもたちがそこへ通うという一番の基本のところは、恐らく何年たっても変わらないと思うのです。それに対して、チーム学校といって周りの地域が応援したりとか、教育内容が変わったりとか、そういうことはあると思うのですけれども、今のような制度で教育を、国が行う教育というのは全部が成り立っていくわけではないので、学校そのものは私はなくならないと思っているのです。

それはほかの国を見ても、日本の今までの社会を見ても、学校がなくなるという発想ではなくて、学校の教育内容が変わっていくということだと思うのです。だから、先ほど委員のほうからお話がありましたけど、積雪があったときには学校に来ないでリモートでやったっていいのですよ。

リモートの技術を使ったりする授業をすればいいんですよ。通えるときには来て、そこで活動するということも考えられるので、無理に学校に来なさいとか、そういうことではないと思うのですが、でも行く学校がなくなるということではないと思いますので、私は制度や色々なことが変わっていても、学校そのものがこれから何百年たっても、私は国の政策として変わるということはないと思います。

ですから、それを前提にしないと、この話合いの中で色々なことがありますから、学校を決めなくてもいいですよとかって話じゃなくて、やっぱり学校が基本的にはこれから存続していくためにはどうしたらいいのかっていう話合いを、この審議会はしてるんだろうというように思いますので、是非、その発想でいかないと、あれもあります、これもありますっていう話になってしまうと、あるいは学校が変わるものができてきますよって話になってしまうと、これはまたちょ

っと教育のレベルの審議の内容が変わってきてしまうので、あまり広めないほうがいいじゃないかなと思いました。

【会長】 ありがとうございます。ほかにございますか。お願いします。

【委員】 この総合管理計画における複合化予定施設は、横に読めばいいですね。第七小学校と第六中学校と小曾木センターが一緒になるよみたいな形を考えてるってことですね。合っていますか、イメージ的には。

だから、小中一貫校にセンターもくつつくよみたいな。そんなイメージですか。

【会長】 必ずしもこのとおりじゃなくて。

【委員】 イメージとして。

【会長】 そうですね。次の委員お願いします。

【委員】 先ほどの話の中でなのですが、私は教育の論者でもないですし、教育のことに関してよく分からないところも多いのですが、教育は国が進めて行くもので、学校はなくならないというのが絶対条件だと思います。

議論の中でなかなか出てこないことですが、先ほど分校という話がありましたが、箱物行政と言われたりしますが、日本全体が今まで箱で大失敗を何回も繰り返してきたわけじゃないですか。だから学校という箱っていうことにこだわるっていう部分を少し、柔軟に考えてもいいのかな。

例えば何人かしかいない地域だったら、分校っていう形でも、もう変な話、寺小屋っていう形までやってもいいと思うのですよ。そういうところにそういうようにするしかない場所にはそうする。ただ、それしか教育を受けさせられない家庭事情や地域事情があるところは、格差が生まれてしまいますので、そこをどのように行政が対応してあげるかというほうがいいのかなと思います。

例えばですけど、今の学校を1校壊すだけで幾らかかります、今現状で。建てるだけで幾らかかりますって話じゃないですか。それを30年、50年、その場でずっと続けられるのかなんて誰も分からない話ですし、だったらちゃんとした再編計画を立てた中で、例えば本当に少ない地域のところには、本当に分校的なものっていうのを考えてもいいのじゃないかな。その中で教育の内容はその時代時代にも変わりますでしょうし、すみません、ちょっとまとまりがなくなってきましたけど、教育の在り方ももちろん大切ですけど、施設の在り方に対して箱はこうでなければいけないみたいな考え方は、もうちょっと柔軟に考えた方がいいのかなとは思っています。

【会長】 ありがとうございます。ほかにございますか。私からですけど、先ほどの委員のお話の中で特にそうだなって私が共感するのは、こどもたちの体験不足ですね、社会体験、自然体験不足とか、こういうものが保護者ではなかなかしきれない。それは誰がやるかといったら、多分やっぱり学校に期待されることが大きいんじゃないかと思いますよね。

今、私どもがこの名称、審議会の名称ですけど、学校施設のあり方審議会ということで、学校施設の在り方なのですね。そういうわけで、こどもたちにとってよい教育ができるようなハードウェアについて、みんなで検討していきましょうという話です。

委員からの御意見は、どっちかというとソフトウェアの面ですね。そういう意味では、私どもが最もこどもたちにとって良い学校施設について考えていくときに、その案にもとづいて学校が今度は教育をしていくときに、委員がおっしゃったような内容について、教育課程を編成していくというようなことになるのじゃないかと思うのですね。

従いまして、大いに理想をお互いに語り合いながら、ですけど最終的な目指すものがハードウェアとしての学校施設をどうするというようなことに焦点化していければと考えています。

委員からの御提案というか、お話ありがとうございました。大変話が広がりますよね、そういう意味ではね。また、他の委員からのお話がありましたように、私どもは学校そのものについてどうしていくかということで、これからも検討していくということになると思います。

ほかにございますか。

【委員】 私は、こどもが今2人いて、通う学校をこどもに選ばせて、どこがいいっていうので地元に行くか、別の学校に行くかっていうので、上の子と下の子と違う学校に行かせて、正直親は大変でした。両方通わせなきゃいけないので、小学校まで送っていかなきゃいけないし、中学になっても送り迎えもしました。

ただ、それぞれの学校で保護者から見ると、何がいい、学校がいいとかじゃなくて、私から見ると最終的に校長先生次第だなという、正直あります。校長先生によってやり方が違うから、やはり大人数のところの先生と、小人数の先生だと、やっぱり校長先生の一言によって大分学校の色が変わってきます。こどもの雰囲気も変わってきます。

今の校長がすごくいろんな案を出してくれて、勉強だけでなく、やはりちょうど自然豊かなところを生かしてくれて、山へ行っているいろいろ探索をしようとか、いろいろな人を呼んでくれて、講師を呼んでくれて、勉強以外のことをすごく充実して過ごして、こどもたちもそれを卒業して、上の子は卒業してもいろいろな堂々と発表ができるくらいに立派に、恥ずかしがり屋だったのが、今は自分からいろいろ行けるようになってってなると、学校の箱とかどうこうじゃなく、やはり上に立つ人が同じ考えでいてくれると、同じ青梅市の校長は自然を守って、みんなにこどもたちについていう、実際人数が違うから、全部が全部同じにはできないかもしれないけど、ただ同じ方向で校長先生が向いてくれていると、こどもたちがまたここの校長でよかったとか、実際にこどもたちがこの校長先生を褒めるんです。

体育祭のときに準備するのにも、今までの校長先生は、はい、片づけてとか言うだけの人が多かったって。でも、この校長先生は率先して自分で掃除をしたりとかしていると、こどもたちは

校長先生もやってるからとか、そうやっていろいろな刺激を受けて、やはり上の、上だから、校長だからじゃなくて、一緒にやってくれる先生なのだっていう、ちょっと友達の延長みたいな感じの先生っていう中でも、一緒に自分の味方になってくれるっていうふうに、なってくれる学校が一番こどもたちが過ごしやすいのかなっていうのが正直、どの合併しようがどうしても、やはり上の先生次第かなっていうのは思っています。

【会長】 ありがとうございます。

【会長】 委員、まだ御意見いただいていたかと思いますので、一言お願いします。

【委員】 たった今、委員さんからいいお話、他の委員さんもそうなのですが、いい話を聞いた後、ですけども、そばに幼稚園で、こどもたちが30人くらいいるのですけども、その人たちがいつも前の通りを通ってくれるときに、声をかけてくれるのですね。

非常に、今までなかった、その幼稚園もここ5年くらいなのですが、その前はこどもたちがちょちょこと見えたのが、なかなか最近では外でこどもたちを見る機会がなくて、そういうような寂しい思いをしていたところへ、そういう形になって、ついこの間も図書館へ行きまして、学校が終わったこどもたちが二、三人いたのですけども、ちょっと声かけていいのかなどうなのか、最近、親に声かけられても返事しちゃ駄目だよとか、そういうようなあれがあるので、ちょっと躊躇はしたのですけども、いつもここに来て本読んでものって話したら、ええって言ってましたけども、それでももっとこどもたちがそばに来て一緒に遊んでくれるのかなっていうようなことが、やっぱり今みたいな話を聞くと、そういう面がちょっと失われてるなというふうに感じて、昔みたいにターザンごっこだとか、いろんな山へ行ったら虫を取ったりとか、そういった経験が今のこどもたちができないのは寂しいだろうなというふうに思っていて、ついこの間も八王子の何ていうかな、ちょっと忘れちゃったけども、そこはそういったようなことを重点的に教える学びやとか、そういうようなことをやってる話を聞きましたけども、そういう自然とタイアップしながら、そういう生活をしていけるのを学んでもらいたいなというふうに思っていました。

【会長】 ありがとうございます。今のお話の、私なりに、無理やりまとめちゃう感じになりますけど、今まで教育の理想について、いろいろお話いただきましたけど、そういうことがしやすい、校長先生がしていきやすいようなそういう規模の、そういうシステムを持った学校施設を、私どものほうで検討して、なるべくいいものをとにかく造って、教育者がやりやすいようにしていってもらおうと。そういう方向での論議をまたしていければと思います。ありがとうございます。

よろしいですか。それでは、時間が迫ってまいりましたので、それでは今の2番の再編方法の確認ということで、結果としてこの確認が私どもでできたということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

日程第7 その他

【会長】 では、その他に行きたいと思います。

次第の7、その他になります。事務局から何かございますでしょうか。

【事務局(教育総務課長)】 それでは、事務連絡2点申し上げます。

まず1点目でございますが、委員の皆様には開催通知の御案内に同封いたしました、委員報酬に関します必要な書類の提出をお伺いしております。審議会、今日終了後に、私ども事務局職員に御提出いただきますようお願いいたします。

次に、2点目といたしまして、次回の審議会についてでございます。先ほどのお手元の資料3のスケジュール概要にも記載しておりますが、次回、第11回は7月16日の水曜日、午後2時から市役所3階の教育委員会会議室、ちょうどこの上のところになりますが、そちらで開催を予定しております。

開催通知につきましては、また改めて同封いたしますが、御予定くださるようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

日程第8 閉会

【会長】 それでは、8の閉会に移ります。

閉会は副会長、お願いします。

【副会長】 皆様、今日はどうもお疲れさまでした。新たなメンバーも加わり、次回より具体的な再編案を検討していくことになります。大変ですが皆さん、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、第10回青梅市立学校施設のあり方審議会を閉会といたします。ありがとうございました。